

環境確保条例施行規則及び関係指針等の改正について

東京都は平成 28 年 3 月に東京都環境基本計画を改定しました。

この計画で示される新たな温室効果ガス及びエネルギー消費量削減目標の達成に向け、排出ガス及び二酸化炭素が発生しない、又は発生量が少ない自動車を導入するなど、自動車を使用する事業者による計画的な二酸化炭素の削減の取組を目指し、特定低公害・低燃費車の導入義務制度等の見直しのための環境確保条例施行規則（平成 13 年東京都告示第 34 号）及び関係指針等の改正を行いました。

改正の概要は次のとおりです。

主な改正点

1 低公害・低燃費車の基準（対象）の改正

自動車を使用又は利用する者が使用又は利用に努めるべき自動車（低公害・低燃費車）の基準を改正しました。

新基準に該当する自動車の使用又は利用に努めてください。

（改正の概要）

- ・改正前の低公害・低燃費車の基準は平成 21 年度に定めたものですが、自動車の排出ガス及び燃費性能が向上したことをふまえて、低公害・低燃費車の基準を改正しました。
- ・新基準は、改正前の基準を定めた平成 21 年度以降、現在まで適用されてきた基準に適合する、環境性能がより高い自動車を対象としました。

改正：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 34 条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱

2 特定低公害・低燃費車の基準（対象）の改正

200 台以上の自動車を使用する事業者が導入すべき自動車（特定低公害・低燃費車）の基準を改正しました。

新基準に該当する自動車を計画的に導入してください。

（改正の概要）

- ・1 と同様に、改正前の特定低公害・低燃費車の基準は平成 21 年度に定めたものですが、自動車の排出ガス及び燃費性能が向上したことをふまえて、特定低公害・低燃費車の基準を改正しました。
- ・新基準は、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など次世代自動車をはじめとして、平成 27 年度時点の最新の基準を上回る性能を

有する自動車としました。

改正：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 35 条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱

3 特定低公害・低燃費車の導入率の改正

200 台以上の自動車を使用する事業者が導入すべき自動車の割合（導入率）を、これまでの 5%から 15%に改正しました。

平成 33 年 3 月 31 日までの間に、2 の新基準に適合する自動車の導入率を 15%以上としてください。

（補足）

- ・導入率を上記のとおり変更するだけでなく、4 に示すとおり、導入率の算定方法も変更しました。
- ・平成 28 年 4 月 1 日からの 5 年間に、計画的に使用する自動車の買替等を行い、新たな導入率を達成してください。

改正：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第 17 条第 3 項

4 導入率の算定に用いる換算率の改正

導入率の算定方法（換算率）を改正しました。

これまでの 2 種類の換算率から 1 種類に変更し、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車に高い換算率を設定しました。

（換算率の改正）

- ・改正前は、自動車の車種の違いに応じて設定した換算率と、排出ガス及び燃費性能の違いに応じて設定した換算率の 2 種類を設定し、該当する自動車の台数にそれぞれの換算率を乗じて、導入率を算定しました。
- ・改正後は、環境性能が高い自動車を、燃料電池自動車・電気自動車、プラグインハイブリッド車及びこれら以外の特定低公害・低燃費車に分類した換算率のみを設定しました。

改正：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 17 条第 3 項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱

5 東京都自動車環境管理指針の改正

平成 28 年 4 月からの第 4 期自動車環境管理計画書制度の開始に向けて自動車環境管理計画書及び毎年度の実績報告書の記載事項等を改正しました。

(改正の概要)

- ・ 特定低公害・低燃費車導入義務制度の見直しに伴い改正しました。
- ・ 第 4 期の CO₂削減目標の算定に必要な実績排出量の範囲について、第 3 期計画期間の実績排出量の範囲としました。
- ・ 燃料電池車への対応や単位の表記等、二酸化炭素の排出係数表の見直しを行いました。
- ・ 自動車環境管理計画書及び自動車環境管理実績報告書（様式）について、「その他自主的な取組に関する計画事項」の表示方法を見直しました。

改正：東京都自動車環境管理指針

※平成 28 年 5 月 31 日提出締切の「第 3 期自動車環境管理計画書」の平成 27 年度実績報告書は、改正前の「東京都自動車環境管理指針」の規定に従い作成・提出をお願いします。